

唐津市建設工事競争入札における取り抜け方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、唐津市建設工事等競争入札実施要綱（平成20年告示第197号。以下「要綱」という。）第43条の規定に基づき、市が発注する建設工事の競争入札における取り抜け方式に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取り抜け方式による入札

ア 要綱第2条第4号に規定する直接入札（以下「直接入札」という。）の場合 直接入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者となった者（共同企業体により直接入札を行う場合においては、落札者となった構成員の属する全ての共同企業体）の他の工事への入札参加資格を失くすことにより落札者を決定する入札方式をいう。

イ 要綱第2条第5号に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）の場合 電子入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者又は落札候補者となった者（共同企業体により電子入札を行う場合においては、落札者又は落札候補者となった構成員の属する全ての共同企業体）の他の工事の入札書を無効とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。

(2) 工区別分割発注工事 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事（端間距離が100メートル以内の工事をいう。）で、工期が重複しており、限られた工期内的での施工を実施するために、施工管理の適正化及び受注機会の確保等の点から分割発注等を行う工事をいう。

(3) 同種同規模工事 同時期に発注となった複数の工事において、工事の種類及び入札参加資格の格付けが同一である工事をいう。

(4) 市長が必要と認める特別な場合の工事 工事の規模、工期、工程、将来にわ

たる緊急時での対応等工事を総合的に考慮した場合、適正な工事履行確保等の面から市長が必要と認める工事をいう。

(対象工事)

第3条 取り抜け方式による入札を行うことができる工事は、公告日（指名競争入札においては指名通知日）及び開札日が同日となる競争入札で別表第1に該当する工区別分割発注工事、同種同規模工事又は市長が必要と認める特別な場合の工事とする。ただし、落札決定順位下位の工事において、当該複数の工事及び参加可能業者数の状況から、取り抜け方式による入札を行うと競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み取り抜け方式による入札は行わないものとする。

(周知方法)

第4条 取り抜け方式により入札を行う場合は、公告又は指名通知によりあらかじめ周知するものとする。

(総合評価落札方式執行時の取扱い)

第5条 総合評価落札方式において取り抜け方式による入札を行う場合は、当該複数の案件に同一の技術者を配置予定技術者とできるものとする。

(補則)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

工 事 の 種 類	設 計 金 額
土 木 一 式 工 事	6 , 0 0 0 万 円 以 上
建 築 一 式 工 事	1 億 円 以 上
水 道 施 設 工 事	6 , 0 0 0 万 円 以 上
そ の 他 の 工 事	6 , 0 0 0 万 円 以 上